

## Q1 なぜ暴力団排除条例を制定する必要があったのですか？

全国的な暴力団排除の機運の高まりを受け、全国の自治体で暴力団排除条例が制定され、宮城県でも平成23年4月に条例を施行しています。

市でも、公の施設の使用等を制限する条例、公共工事等への入札や契約への不当介入を排除する要綱の制定などにより、暴力団排除に向けた取り組みを進めるとともに、県警との情報交換や連携により必要な対策を図ってきました。

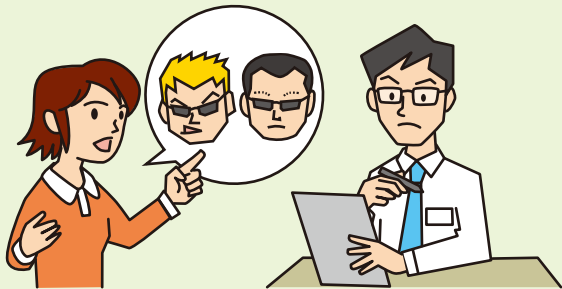
しかしながら、東日本大震災後、組織の看板をはずした暴力団関係者が復興に関連する事業取引へ不当に介入し、資金獲得を図る動きがあることなどから、その排除の徹底を図る必要性が高まっています。

このため、市としても暴力団排除への決意を示すとともに、市の事務事業における暴力団排除の取り組みを明確に規定するため新たに条例を制定しました。

## Q2 市民や事業者は何をするべきでしょうか？

暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団への資金提供や暴力団を利用すること、暴力団に協力することは決して行わないでください。

また、暴力団の排除に役立つ情報を知ったときは、市や県警に情報を提供するよう努めてください。



## Q3 宮城県でも暴力団排除条例を制定していますが、県の条例の規定は市民や市内の事業者にも適用されるのですか？

県の条例の規定は、市民や市内の事業者の皆さんにも適用されます。

県の条例には、事業者の皆さんが暴力団を利用する目的で暴力団に金品等を提供することなどを禁止する規定があり、違反した場合は市内の事業者の皆さんにも勧告や公表などの措置が適用されます。

これまでに次のような勧告事例があります。

- 事例1** 飲食店経営者が用心棒として暴力団員を雇用し給与名目で現金を支払ったもの。
- 事例2** 飲食店経営者が暴力団員に用心棒になってもらうため無償で飲食物を提供したもの。
- 事例3** ガソリンスタンド店長が暴力団員の使用する乗用車を長時間無償で駐車させたもの。
- 事例4** 武道指導者が暴力団員に対し毎月上納金を渡していたほか無償で武道の指導をしたもの。
- 事例5** 風俗営業店の経営者が暴力団員が客引きをした客を無償で引き受け、暴力団を利用したもの。



## Q4 暴力団から不当な要求をされた場合どうすればよいですか？

暴力団から不当な要求をされた場合は、条例を後ろ盾として暴力団からの要求を断っていただくとともに、早急に県警への通報や、市又は県暴力団追放推進センターへの相談をお願いします。

通報や相談をしていただくことで、市民の皆さんに対する被害を未然に防止したり、暴力団への取り締まりにもつながりますので、勇気をもって通報・相談をしてください。



## Q5 暴力団排除に関わった場合、身の安全はどのように守ってもらえるのですか？

市は、暴力団から危害を加えられるおそれのある市民の皆さんの身の安全を確保するため、県警に対して保護の要請を行い、県警は、市民の皆さんの身辺警護や住居への立ち寄り警護などを実施します。

その他、暴力団排除に関する相談があった場合、内容に応じて県警や県暴力団追放推進センターの相談窓口のご案内、県暴力団追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習のご紹介など、市民や事業者の皆さんの暴力団排除の取り組みをサポートします。

